



2001年12月17日

千歳川流域治水対策全体計画検討委員会

委員長 小林 好宏 様

(社)北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

千歳川流域治水対策「堤防強化(遊水地併用)案」についての意見

千歳川流域治水対策は、石狩川治水対策として石狩川全流域で対応すべきであり、そのことは従来から千歳川放水路計画の代替案として意見を述べてきたとおりです。

今回の「堤防強化(遊水地併用)案」に、この視点が欠けているのは残念なことです。千歳川流域の治水対策に限って言えば、基本的には当協会の提案に近いものであり、大規模な地形改変を伴う「合流点対策」、自然環境を破壊する「新遠浅川方式」よりも合意の得られ易い、遥かに優れた対策であると考えています。

「堤防強化(遊水地併用)案」に対する千歳川流域の各自治体や各期成会などの反対は、「新遠浅川方式」が選択肢として残っているため、これについては前検討委員会の報告書においても、治水対策の検討の障害になることを懸念して、知事に格段の配慮を求めています。

「堤防強化(遊水地併用)案」の優れた点は、以下のとおりです。

1. 計画水位を高くすることによって千歳川の流下量を増大させ、それによって遊水地の規模や内水氾濫を軽減させることができる
2. 流域外の人たちに被害(犠牲)を転嫁させない
3. 自然環境への影響が、「合流点対策」「新遠浅川方式」よりも格段に少ない

なお「合流点対策」「新遠浅川方式」では、計画を上回る洪水により千歳川の水位が計画を上回った場合、破堤する危険性が高くなるという欠陥があります。

今回の意見募集において、募集期間が短期間であったこと、公開された検討資料では、特に三案比較表の中のデータについて、その根拠が不十分であること、など改善すべき点があることを指摘しておきます。

「堤防強化(遊水地併用)案」を進めるにあたって留意すべき点は、別紙のとおり考えられるので、補足意見とします。

記

別紙 「堤防強化(遊水地併用)案」に対する補足意見

「堤防強化(遊水地併用)案」に対する補足意見

1. 堤防の強化範囲について

堤防の強化は本流のみとし、排水路や支流については締切水門を設置すること。
ただし支流については、堤防の強化と締切水門の設置との比較検討が必要である。

2. 堤防強化の方法について

外水面での大規模な土木工事や薬剤による基礎処理は、濁水の流下による河川環境への悪影響や、堤防の弱体化の危険性があるため、極力避けること。

内水面においては、基礎処理に間伐材を利用、丸太くい打ち・筏工法による堤防の沈下・すべりについて、その効果を検証し、そのデータを公開すること。

近辺で採取できる粘土を利用して、堤防の漏水を防止すること。

軟弱な地盤には柳、連結ブロックによる護岸が有効である。

外水面の護岸には、柳を利用すること。

浚渫などで内水面が裸地・草地になっている箇所へは、早急に柳を植栽すること。

水衝部の低水路の護岸については、連結ブロック工法を検討すること。

死水域を設けて葦などを植栽し、河川環境の保全・復元を計ること。

3. 遊水地について

内水と外水を明確に区別するのは困難である。

たとえば、南幌町・長沼町の水は、千歳川の水位が6mを越えると千歳川の水が逆流してくるが、この時点で締切水門を閉めて排水ポンプで排水することになる。

これは内水を排水しているのだが、外水の計算の中に含まれている。

したがって、外水のほか内水を遊水地に入れることは当然であり問題ない。

遊水地の方式について、越流堤か、水門かは検討の余地があるほか、種々の方式が考えられるので、地元住民の選択を尊重されたい。

4. 締切水門の設置について

石狩川合流点付近への締切水門の設置は、堰柱や敷居の影響により千歳川の流下能力を減少させる。

堤防の強化・一部嵩上げ工事でのデータによっては、締切水門が不要となる。

5. 樹林帯(水害防備林)の設置について

堤防からの越流による破堤防止のため、堤防の内水側に樹林帯(水害防備林)を設置すること。